

長期優良住宅の認定申請をご検討の方へ

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」及び  
「住宅の品質確保の促進等に関する法律」  
が改正され、令和4年10月1日より施行されます。

### 《主な改正の概要》

#### ○建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設

長期優良住宅として維持保全を行う場合、建築行為がなくても認定を受けることができます。既存住宅の認定制度は、増改築時の認定と同様に、現況調査と長期使用構造等であることの確認等を行い認定を行います。認定基準は建築の時期により決まるため、新築または増築・改築の時期が分かる書類が必要です。

#### ○省エネルギー対策に係る基準の強化

断熱等性能が等級4より等級5に、一次エネルギー消費量は等級6が求められます。

	断熱等性能等級	一次エネルギー消費量等級
現在	等級4	基準なし
令和4年10月1日～	等級5	等級6

#### ○共同住宅等の面積基準の見直し

共同住宅等の面積基準が55㎡から40㎡になります。

	新築又は増改築の時期	床面積の合計
一戸建ての住宅	—	75㎡以上
共同住宅等	①令和4年9月30日までに建築したもの※令和4年10月1日以降に増改築したものを除く	55㎡以上
	②令和4年10月1日以降に建築したもの	<u>40㎡以上</u>

※上記の基準以外においても各種改正がありますので、告示をご確認ください。

規模の基準については、申請の時期にかかわらず、令和4年10月1日以降に所管行政庁の認定を受ける場合、新基準が適用されますのでご注意ください。

(裏面へ)

○建築行為を伴わない既存住宅の認定申請手数料

一戸建ての住宅	確認書等を添付する場合	18,000円
	その他の場合 (*技術的審査を所管行政庁で行う場合)	69,000円
総戸数が5戸以内の 共同住宅等の場合	確認書等を添付する場合	33,000円
	その他の場合 (*技術的審査を所管行政庁で行う場合)	160,000円

○建築行為を伴わない既存住宅の変更認定申請手数料

一戸建ての住宅	確認書等を添付する場合	9,000円
	その他の場合 (*技術的審査を所管行政庁で行う場合)	34,000円
総戸数が5戸以内の 共同住宅等の場合	確認書等を添付する場合	16,000円
	その他の場合 (*技術的審査を所管行政庁で行う場合)	81,000円

問い合わせ先：八戸市 都市整備部  
 建築指導課 建築審査グループ  
 0178-43-9438 (直通)